

原告団

ニュース120号

目次

- ・裁判報告 1
- ・4・9反核燃の日全国市民集会 8
- ・2019年さようなら原発・核燃
「3・11」青森集会 10
- ・核燃などを巡る動き 11
- ・お知らせなど 12

次回裁判 2019年6月7日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

第1 再処理を取りまく最近の情勢

1. 迷走する適合性(安全)審査

(1) 長引く審査

再処理工場の事業指定処分が下りたのは25年前、2011年3月11日の福島原発事故の再発防止を目的に新規制基準が策定されたのが2013年11月27日(その後3回改正)、これを受けて日本原燃は2016年12月26日再処理事業の変更許可申請を行った。原子力規制委員会(被告)での適合性審査は、旧安全審査時代に馴れ合いと批判された補正を繰返しながら、4年間の長きにわたって審査を続けてきたが、保安規定違反の事態が続出したため審査は一時中断したものの、昨年5月17日に再開、年明けの2019年1月には審査会合は大詰めを迎え、最終の補正書提出を待つ規制庁が審査書案(事実上の合格証)の取りまとめに入り、これが公開されてパブコメを受けて今年夏前には合格(許可)が出るのではないかと報道がなされていた。

ところが、案の内容に疑問があるとして、規制



2019. 3. 21

デーリー東北

委は作成中の審査書案を公開させて、活断層、航空機、火山問題などについて再検討するという異例の措置をとった。とっくの昔に重要な争点として討議したはずの問題点を今頃になってまた蒸し返して審議するということは、以前の審議が如何に杜撰であったかを自白しているようなものであるが、いずれにしても合格の時期は先送りされ不透明となった。

原発と違って、我国に1カ所しかない大型再処理工場の安全審査がいかに困難な作業であるかは、この審査の迷走振りが如実に物語っている。

上記の再審議に供されている争点のほかには重大事故対策について、原告団はこれまで対策の不備と事故の危険性について主張してきたところであり、規制委もウィークポイントをカバーする必要性に迫られての再審議になったと思われる。

(2) 合格の要件

再処理工場が稼働するためには、第1に再処理の目的であるプルトニウムの使い途の有用性が認められることが必要であり、第2に法律上の4要件即ち、①平和利用目的、②技術的能力、③経済的基礎(経済性)、④災害防止上の支障がないこと(安全性)が肯認されなければならない。規制委員会

は①については原子力委員会の意見を聞き、②～④は独自の判断で合格証を出す。①については、原子力委員会は既に六ヶ所再処理工場のプルトニウム削減方針を出しており、これを受けて規制当局がこれと整合性のある結論を出せるかが大問題である。②の要件も、再処理の総事業費が13.9兆円（内廃止措置に約1兆5千億円）と巨額化している。

は特定せず、企業の社会的責任の一環として地域振興への援助金と説明している。現在東通原発は、原発直下の活断層問題で長期停止中で村内の原発関連工事が減り、村は対応を求めてきた。

東通村に4億円寄付へ

東北電 企業版ふるさと納税で

東北電力（本社・仙台市）は19日、東通原発が立地する東通村に対し、企業版ふるさと納税制度を活用した寄付を申し出たことを公表した。寄付額は非公表ながら、2018、19年度の2カ年で計約4億円。村は同原発が11年の東日本大震災後に稼働停止している影響で、厳しい財政運営を強い

られ、経済も疲弊。同社は「地域社会との共生を。を」経営理念に掲げる企業として、社会的責任、村の地方創生と持続的発展に向けた取り組みの趣旨にも賛同し、寄付理由を挙げる。同日、むつ市政記者会で開いた記者会見で、同原発の石井睦広副社長らが説明し、協力を求めている。

同村は昨年7月、▽移住・定住▽東通牛な・農畜水産物のブランドینگ▽先進、高度な教育環境のデザインの三つのプロジェクトについて、同制度の対象事業として内閣府の認定を受けた。2カ年の事業費総額は約8億円で、村外に本社を置く事業者にも広く寄付協力を求めている。

2019. 3. 20 デーリー東北

この制度は、ふるさとへの恩返しの見返りとして郷土の物産をもらう庶民のささやかな節税対策と理解していたが、企業版ふるさと納税がこんな方法でやれるとは知らなかった。これによって、東北電力は法人税を軽減してもらえるそうだ。でも、これって何ともインチキ臭い。そもそも東通村は東北電力のふるさとではない。寄付金4億円は会社の金かも知れないが、その中味は私たち国民の電気料である。国民の大多数は原発の再稼働に反対である。再生可能エネルギーへの投資ならまだしも、停止中の原発再稼働のために地元対策として支出するというのは制度の悪用であり、今はやりの言葉に例えれば「社会通念」に著しく反する。東京電力はこの金を福島原発事故の補償に回すべきである。このような姑息な策を弄し地元優和対策をしなければならぬほど電力会社は困っているのである。これも末期症状の一つである。

プルトニウム上限47トン

原子力委 現行分削減には課題

内閣府の原子力委員会は31日、日本が国内外に保有するプルトニウムについて、現在の約47トン上限とし、削減につなげる新たな方針を決定した。使用済み核燃料の再処理は、原発の燃料として再利用する分に限り、建設中の六ヶ所再処理工場（青森県）は、稼働が制限される可能性があり、政府が掲げている削減に踏み込んだうえで、新方針は初めて保有量の削減に踏み込んだうえで、新方針は、五つの対策を示した。ふつうの原発で再処理したプルトニウムを燃料に必要なら分だけ再処理を認め、再処理工場が「通」増やす、などを盛り込んだ。また、電力会社などに対し、余剰分の具体的な利用計画を毎年公表すること

プルトニウムの「収支バランス」

原発 → 使用済み燃料 → MOX燃料 → プルトニウム → MOX燃料

現在の保有量：約47トン
2025年度からフル稼働：約10.5トン

2018. 8. 1 朝日新聞

2. 末期症状を呈する原子力

（1）東北電力の支援と納税

ふるさと納税が物議をかもしている。見返りが商品券だったり地元物産以外の贈答品というのは制度の趣旨（地域振興）の枠からズレているような気もするが、このたび東北電力がこの制度を利用して東通原発が立地する東通村へ4億円、東京電力が2億円を寄付することになった。寄付金の使途

(2) 経団連会長発言

国内での原発新・増設が制約され、海外への原発輸出もことごとく失敗して苦境に陥っている中で、日立製作所の社長であり経団連トップの中西会長が反対派を感情論者と決めつけて公開討論会を拒絶した。

福島第一原発1号機の一部及び第二原発2、4号機は日立製であり、メーカーとしての責任、罪悪感などいささかも読み取れない。被ばくとか環境問題に無関心で、事故への反省を欠いた人間性を疑う放言である。推進論者なら逃げずにそれなりの持論を述べて討論に応じれば良いではないか。中西会長は財界トップの座にあると同時に自公政権の原子力政策に強い影響力を与える立場にある。

反対派との対話を拒否した本当の理由がどこにあるのかは窺い知れないが、3.11以降原子力に対する国民感情を逆撫でするものであり、拒絶自体が世論に背を向け、政権のお先棒を担ぐその姿勢は、経済人としてあるまじき態度である。まさに原子力の末期症状を体現するものである。

(3) 原発支援へ補助制度案

原発支援へ補助制度案
経産省 売電価格上乗せ

経産省は、原発の廃炉費用を削減する補助制度の創設を検討している。このほか、廃炉費用が大きい事業者に対して、廃炉費用の一部を電力小売事業者が負担する仕組みを想定しており、実現すれば廃炉費用の一部が削減される。また、廃炉費用を削減する費用が上乗せされることになる。2020年度末までの創設を目指す。世論の反応は否定的だ。

経産省の内部資料や複数の「ゼロエミッション電源」の関係者によると、省内外で検討されているのは、省内外で廃炉費用が大きい事業者に対して、廃炉費用の一部を電力小売事業者が負担する仕組みを想定しており、実現すれば廃炉費用の一部が削減される。また、廃炉費用を削減する費用が上乗せされることになる。2020年度末までの創設を目指す。世論の反応は否定的だ。

廃炉費用は、原発の廃炉費用を削減する補助制度の創設を検討している。このほか、廃炉費用が大きい事業者に対して、廃炉費用の一部を電力小売事業者が負担する仕組みを想定しており、実現すれば廃炉費用の一部が削減される。また、廃炉費用を削減する費用が上乗せされることになる。2020年度末までの創設を目指す。世論の反応は否定的だ。

経産省は、原発の廃炉費用を削減する補助制度の創設を検討している。このほか、廃炉費用が大きい事業者に対して、廃炉費用の一部を電力小売事業者が負担する仕組みを想定しており、実現すれば廃炉費用の一部が削減される。また、廃炉費用を削減する費用が上乗せされることになる。2020年度末までの創設を目指す。世論の反応は否定的だ。

2019. 3. 23 朝日新聞

2019年3月23日朝日新聞1面トップの見出しを読んで、啞然として開いた口がふさがらなかった。

補助制度の仕組みは、原発の電気に一定の価格を上乗せして電力小売事業者に買取らせ、上乗せ分が事実上の補助金となって価格競争力が低下した原発の競争力を維持する狙いで経産省が制度の創設を検討中との報道記事である。

エネルギー基本計画で原発依存低減を吹聴した舌の根も乾かぬうちに、しかも安いコストを喧伝してきた原発の支援策として国民（電気利用者）に上乗せ分の負担を押しつける政策を考えていること自体、原子力官僚の無能性と厚顔無恥さをさらけ出すものと言わざるをえない。

自然エネルギーの賦課金負担はある程度やむを得ないと思うが、原発再稼働支援金は絶対支払いたくない。反対の声を上げましょう。

第2 再処理裁判

1. 弁論更新

裁判所（合議体）の構成が変わりました。左陪席の裁判官が転勤して新しい裁判官と交替し「弁論の更新」がなされました。裁判長も青森地裁に赴任して丸2年経ち、通常であればあと1年で転勤します。この調子では判決の言渡しまでできないでしょう。

原告団からは、裁判の空転を避ける意味で重要な争点で主張が出尽くした活断層（六ヶ所断層）問題について、証人調期日を入れることを検討してほしいと申し入れたところ、裁判長は自分の任期はあと1年と思われるので、次の裁判体で判断してもらわざるをえない趣旨の発言をしていました。

従って、申出済みの露頭の検証も判決を書く裁判体に先送りされそうな状況です。裁判とは時間がかかるものとの批判はあり

ますが、その責任はあげて被告側にあることは言うまでもありません。六ヶ所再処理工場も諸般の状況に鑑み、判決前に、もんじゅのような廃止措置になるかもしれません（大歓迎！）。

2. 原告準備書面（162）

— 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如 その2 —



（1）火山の安全規制と司法判断

火山の安全規制に関する準備書面は、既に三本提出済みですが、その後川内、玄海、伊方の再稼働をめぐる運転差止め仮処分が各地裁に提起されました。その裁判の中で火山ガイドの解釈運用が大問題となり、広島高裁の即時抗告審では初の原告勝利決定が下り、一定の期間ではありましたが、原発（伊方）の運転が差止められました。一連の司法判断については別紙（7頁）を参照にしてください。

これを見て慌てたのが原子力規制当局と自民党、早速規制基準（火山ガイド）を手直して、再稼働の障害を取り除こうとしました。火山ガイドにおける「設計対応不可能な火山事象に伴う火山活動の評価」に関する「基本的考え方」（以下、「考え方」という）の発表です。これは後述するように火山規制の朝令暮改の類であり、原発再稼働の援護射撃にほかなりません。このような状況下で、再処理工場やMOX燃料加工工場の適合性審査が大詰めを迎えようとしていました。

今回の準備書面は、本施設が火山噴火の災害を蒙る危険性が極めて大きいにもかかわらず、「考え方」が適用されると、そのリスクは社会通念で容認されかねない状況にあるため、これにクサビを打ち込む目的で提出したものです。

（2）火山噴火の影響に関する基準

①再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の制定について（新規制基準）

②原子力発電所の火山影響評価ガイド（火山ガイド）

火山影響評価は、立地評価と影響評価の2段階で行う。立地評価では設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う（IAEA SSG-21では、火砕物密度流など、設計対応が不可能な火山事象としており、本評価ガイドでも、これを適用する）。

影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された場合は、火山活動のモニタリングと火山活動の兆候把握時の対応を適切に行うことを条件として、個々の火山事象に対する影響評価を行う。一方、設計対応不可能な火山事象が運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない場合は、立地は不適と考えられる。

③基本的な考え方

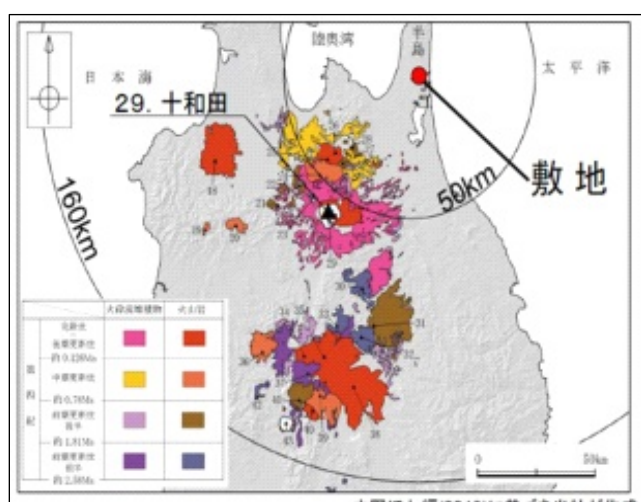
ア．巨大噴火（火砕流の噴火規模数十km³を超える噴火）の可能性評価に当たっては、火山の活動間隔、最後の噴火からの経過時間、現在のマグマ溜まりの状況、地殻変動の観測データ等から総合評価を行い、巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうか及び運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的な合理性のある具体的な根拠があるかどうかを確認。

イ．巨大噴火の発生は、広範囲・重大災害を引き起こす一方で、発生可能性

は低頻度。運用期間中の発生可能性が全くないとは言いきれないものの、これを想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野で行われていない。従って、巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であるから、アの要件を満たせば、「巨大噴火の可能性が十分に小さい」と判断できる。

(3) 日本原燃の申請内容

①十和田火山は典型的なカルデラ火山であり、過去に奥瀬火砕流、大不動火砕流、八戸火砕流等、大規模噴火を3回起こしているが、頻度、噴出量、噴出率、マグマ溜まりの崩壊などを理由に、「運用期間中に大規模噴火が発生する可能性は十分小さい」と評価。



(日本原燃株式会社の資料より)

②「基本的な考え方」後の修正

大不動、八戸火砕流を噴出した噴火を巨大噴火に該当すると主張し、大規模噴火発生可能性は十分小さいと評価。緊迫性を否定。具体的な根拠の検討なし。

(4) 火山ガイドの不合理性

火山ガイドが条件(前提)としている噴火予測とモニタリングによる適切対応は、現在の科学的知見では無理。この点は、原告を負かした宮崎支部決定を勝たせた広島高裁判決も火山ガイドの不合理性を指摘している(但し、結論は分かれ

た。社会通念論の採否が分れ目)。

(5) 「基本的考え方」の不合理性

①火山ガイドに定めのない「巨大噴火(噴出量数十km³ VE16相当)」が取り上げられている。「考え方」の作成以前は、破局的噴火(噴出量100~1000km³ VE17以上)を念頭において議論がなされていた。「考え方」では、噴出量で小さいレベルの爆発まで含まれることになった。ちなみに、十和田カルデラ(約40km³)は、この巨大噴火に該当する。

②社会通念論の不合理性

社会通念とは、広辞苑によると「社会一般に行きわたっている常識または見解、良識」とされている。考え方が挙げる社会通念の根拠は前述のように⑦災害の広域性、重大・深刻性、⑧低頻度、⑨法規制や防災対策の不存在。しかし、この根拠は脆弱である。日本全土を壊滅させるような破局的噴火はめったに起こらないだろう。そのような大災害まで想定してリスク対策を立てなくてもよいのではないかというのが、社会一般の良識だといえるのである。しかし、そうだろうか。原子力施設の事故被害は、その不逆性、甚大性、広範囲性、長期継続性において、他の施設と比較して、質的にまったく異なるリスクであることを銘記すべきである。そして、社会通念論を1段規模の小さい巨大噴火にまで及ぼすことの不当性は言うまでもない。

③さて。前記のように、十和田火山の噴火により、火砕流が本施設近辺まで到達した可能性が指摘されている。万が一このような事態が現実化した場合の被害の重大性を考えた時、そのリスクを容認することは社会常識・良識をはるかに超えたものである。「考え方」は巨大噴火を対象とすることによって無視できるリスクの範囲を大幅に広げ、社会通念論を解

積基準にすることによって、破局的噴火の規模にまで至らない巨大噴火までこの論法で「火山の影響なし」との認定を行う余地を残すことになり不当である。官僚や裁判官の社会通念で生命財産を奪われたくないと考えるのが世間の常識であろう。また、「考え方」は国際基準であるIAEA・火山ガイド（SSG-21）にも違反している。

法規制や防災体制がないのは事実であるが、これは本来国が率先して考えるべきことであるが、その怠慢を社会通念の概念とするのは、本末転倒である。

要するに火山の影響を論ずるにあたり、科学的知見ではなく社会通念などという抽象的で漠然とした概念を持ち込むことは大きな誤りである。

④「考え方」の狙い

リスクを無視しようとする噴火対象を絞ることによって、噴火量が一桁小さい40数㎥の十和田噴火を社会通念論の対象とすることによって、適合性審査を通そうとする六ヶ所再処理工場対策が「考え方」の主たる狙いである。

（6）まとめ

「考え方」はそもそも採用されるべきではないし、少なくとも破局的噴火ほどの被害を生じさせず、発生頻度も多い巨大噴火については、「考え方」は妥当しない。噴火の中長期的予測が困難であるという現在の科学技術水準に照らせば、立地評価に関する火山ガイドの定めは不合理であり、火山ガイドを前提とするとしても、設計対応不可能な火山事象が本件各施設の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいといえないから、本件各施設は立地不適ということになる。よって、本施設に対する指定変更処分は違法である

（7）最後に、本準備書面は、山梨の中野宏典弁護士が忙しい中、精力的に作成して

下さったものであり、法廷では海渡代理人がインフルエンザの病み上りの身体で47コマにも及ぶ要約を50分の長きにわたり、パワーポイントを使って、わかりやすく説明して下さいました。両代理人のご苦勞に深く感謝いたします。

十和田・八甲田火山は、青森地裁のある青森市から直線でわずか約40～20kmの近距離にあり、官舎住まいの裁判官も他人ごとではなく、海渡陳述に熱心に聞き入っていた様子でした。

3. 被告側立証

原告側が出した工場の支持地盤の変形・変位に関する新規制基準批判（準備書面（159））に対する再反論の準備書面（48）を提出しました。

原告が地盤変位の原因となる活断層の認定を約12～13万年前以降（後期更新世以降）まで遡って活動の有無を検討するだけでは不十分で、約40万年前以降の活動の有無を基準とすべきであるから、新基準第6の3は不合理であると主張したのに対し、被告側は、十分な根拠を示すことなく、後期更新世以降を原則、40万年前は例外とし、主張を変えようとしません。次回以降も被告は、原告の新規制基準批判の反論を出すそうです。

再処理事業の変更許可申請に対する審査合格証が出る時期は相変わらず「わからない」の一点張りで裁判長も「あきれ顔」の様子に見えました。

第3 次回裁判

今回は2019年6月7日（金）午後1時15分ラウンド法廷、1時30分から口頭弁論です。

原告団からは、引続き新規制基準批判や重大事故対策の不備に関する準備書面提出予定です。

多数の傍聴をお願いします。

火山をめぐる一連の司法判断(一覧)							
	年月日	原発	裁判所	決定	判決・決定 理由		
					噴火・規模予測	立地の適否	社会通念論
1	2013.6.19	火山ガイド策定					
2	2013.11.27	新規制基準制定 規則9条 解説9条2 項(自然現象の1つ)					
3	2015.4.22	川内原発1.2号機	鹿児島地裁運 転差止仮処分	却下			
4	2016.4.6	川内原発1.2号機	福岡高裁宮崎 支部(1の即時 抗告審)	抗告棄却	困難 火山ガイド不 合理	原則不適 過去の最大規模の噴 火により設計対応不可 能な火山減少が原発 に到達したと考えられ る火山が原発の地理 的領域に存在する場 合にあたる	VE17(噴出物量100km ³ 以上)の破局的噴火に よるリスクが相応の根 拠をもって示されない 限り、このリスクは社会 通念上無視できる
5	2017.3.30	伊方原発3号機	広島地裁仮処 分	却下			
6	2017.6.13	玄海原発3.4号機	佐賀地裁仮処 分	却下			
7	2017.7.21	伊方原発3号機	松山地裁仮処 分	却下			
8	2017.12.13	伊方原発3号機	広島高裁(3の 即時抗告審)	2018.9.30ま で運転差し 止めを認め る	困難	立地不適 設計対応可能な火山 事象の影響が十分小 さいとは言えない	VE17以上の破局段噴 火によるリスクを社会 通念上無視することは 許されない
9	2018.3.7	原子力規制庁「基本 的な考え方」発表					巨大噴火(数十km ³ を超 える噴火)のリスクは容 認できる
10	2018.3.20	玄海原発3.4号機	佐賀地裁仮処 分	却下			
11	2018.9.25	伊方原発3号機	広島高裁(8の 異議審)	8の決定取 り消し 抗告棄却	噴火予測を前提とす る火山ガイドは不合理 「基本的考え方」を否 定		破局的噴火の可能性 を相応の根拠をもって 示さない限り安全性あ りとするのが社会通念 →稼働容認
12	2018.9.28	伊方原発3号機	大分地裁仮処 分	却下			社会通念を根拠として 破局的噴火を考慮対 象外とすることを許容 したが、社会通念上無 視しうる噴火の規模を VE16以上とした
13	2018.10.26	伊方原発3号機	広島地裁仮処 分	却下		火山ガイドの解釈に触 れずに、火砕流が施 設に到達する可能性 は低い	
14	2018.11.15	伊方原発3号機	高松高裁(3の 即時抗告審)	抗告棄却	運用期間中にVE17 程度の破局的噴火 が生じる可能性が相 応の根拠をもって示 されていないから立 地不適とは考えられ ない	「考え方」は火山ガイド に従って立地評価、影 響評価の審査をしてき たことと整合する上、 現在の我国の法令等 の社会通念にも合致し 合理性がある。従っ て、火山ガイドも「考 え方」を踏まえて解釈適 用する以上は合理性 がある	

「4・9反核燃の日全国市民集会」

事務局長 山田清彦

今年の「4・9集会」は、4月7日に青森市民ホールで開催されました。例年行われている反核実行委員会等主催の「4・9反核燃の日全国集会」は、統一自治体選挙の最中ということもあり、5月11日に延期となったので、市民団体単独の開催となりました。各地で選挙運動があり、多くの方の参集が難しいと思っていましたが、県外各地からも参加して頂き、65名の参加を得ました。

開会挨拶では、当原告団代表の浅石さんから企業版ふるさと納税で東通村にお金をばらまく東北電力、東京電力批判が展開されました。そして、新規制基準の審査が終了されそうになっている再処理工場を動かさないために、全国の皆さんの力の結集と協力を求めました。



開会の挨拶をする浅石代表

青森からの報告ということで、私の方から、再処理工場の重大事故と蒸発乾固（高木仁三郎さんは沸騰・爆発としていた）に絞って、問題点をパワーポイントで紹介しました。旧審査では、自然事象のトラブルを対処すべき課題としていましたが、福島原発事故以降は再処理工場内部の重大事故についても取り上げるように変わりました。ところが、その具体例が示されたのが昨年の7月6日の審査会合においてであったし、蒸発乾固の最終形態に至っては、今年の1月28日の審査会合で初めて示されたに過ぎません。審査が始まって5年を過ぎましたが、その間の審査において一番重要な事故対策が論じられて来なかったということになります。これ

で、再処理工場の事故時の安全対策が取れるかどうかの議論をしていたとしたら、何のための審査であったのか、実に時間の無駄遣いでしかなかったと言えるでしょう。

形の上では、これからパブコメをするというので、青森に住む私たちとしては、様々な問題点を拾い出して全国の方に発信して、再処理工場反対の声が集中するようにしたいと思いますので、協力して下さいと訴えました。

核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会顧問の平野良一さんからは、33年もの間4・9集会を開いてきたことに対する恨み節（早く再処理止めたら、集会開催しなくていいのに）がありました。そして、「市民」集会ではなく、青森県に住む「住民」で、生きる権利を守るために、国に対して再処理を止めるように求める必要性が語られました。



核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会顧問の
平野良一さん

3回連続当選で、12年間三村県政と対峙してきた古村県会議員（今年で勇退）からは、「三村県政16年と対峙して～青森の核の行方」と題して講演を頂きました。三村知事批判の全面展開で、三村氏はリベラルではなく、むしろ自民党寄りで、しかも原子力推進の旗頭。そして、県民との対話を拒む姿勢を露わにしている。県議会での質問でも、まともに答えない戦術であるし、これまで育ててきた原子力関係の職員が飲酒運転で逮捕されてからは、県職員が原子力について触れたがらなくなっている。このような状況ではあるが、再処理工場を止める闘いを、今度は核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会代表として果たしていくと語られました。

（一私たちが要請文を県知事に提出

する場合でも、古村さんに頼ってきました。これからは後進の方をお願いせざるを得ないのですが、この日の夜に元県会議員の鹿内さんと古村さんが応援した渋谷さんの当選が決まり、市民団体への強い後ろ盾ができ、嬉しい限りです。―)



核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会新代表の
古村さん

各地報告として、「大間原発に反対する会」事務局長の奥本さんから、最近大間町内でも裁判活動のことが理解されるようになってきている。原発が建設されると思ってホテルを作ったりしたが、建設が延び延びとなって、このまま原発が建つとは思えない空気が、徐々に広がっている、ということが報告されました。

「大間原発訴訟の会」代表の竹田さんからは、福島原発事故後の被災者の方が気がかりだし、自分たちがそのような原発事故に遭わないためにも、札幌での控訴審を勝利する覚悟が述べられました。

「花とハーブの里」の菊川さんからは、県外から訪問する方の中に、原発は分かるが再処理のことが分からない方が多くなっているようで心配。再処理工場を止めるために、どうするかを、若い方々に考えてもらいたい、との訴えがありました。

「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」の栗橋さんからは、下北の原子力立地村がこぞって核施設関連の交付金を貰いたがっていること、中間貯蔵施設の周辺用地が競売に掛けられそうなこと、次なる中間貯蔵施設建設が狙われていることに注視すべき、との警

鐘が鳴らされました。

チェルノブイリ原発事故後に結成された、「放射能から子どもを守る母親の会」の倉坪さんから、1か月に1回の弘前市内のデモを200回行い、それ以降は2か月に1回のデモを行っています。今年の10月26日に300回目のデモ行進を弘前市内で行うので皆さん参加して、との呼びかけがありました。この300回目でデモを終えようと思っていたのですが、本集会での平野さんの発言を聴いて、「続けなければならないと思った」ことも話されました。

この後、大竹進さんが緊急参加で、前回知事選の公約であった“無医村解消”を果たすため、大間町の南の佐井村に診療所を開設し、月に1度診療を行うので、全国の皆さん保険証を持参して佐井村に来て下さい、との訴えがありました。

最後に集会アピール案が読み上げられ、全員の拍手で採択されました。

閉会挨拶で元衆議院議員の今村修さんからは、核燃受け入れの85年には青森県の人口が152万人で、65歳が1割だった。最新の発表では人口が125万人で、65歳以上が40万人となった。この間に、原子力関係で県が無駄に使ったお金を、県内の各地域に助成したら、もっとイキイキとした青森県になったであろう、との後悔が語られた。

この後、デモ行進を行って、全ての行動を終了しました。

当日参加の皆さんには大変ご苦労様でした。参加は出来なかったが賛同金を送って頂いた方にも深く感謝します。

以上

※5月11日の「第34回 4・9反核燃の日全国集会」への参加も、よろしくお願いします。

2019年 さようなら原発・核燃 「3・11」青森集会

弘前市在住 原告 佐原 若子

3・11後の福島原発事故のことが脳裏から離れたことはない。あれから、心から笑えることはなかった。罪悪感がある。そして8度目の3・11集会がまたやってきた。福島の方たちはどうしているだろう、子どもたちはどうしているだろう、その地域の現実や人間関係、行政との軋轢、医療体制を思うと憂鬱になる。そんなことを言っただけとはいけないことはわかっていても、焦燥感が募る。

青森県の現状を見ても、根本的に何も解決されておらず、問題は山積みだ。破綻した核燃料サイクルの現状を見ないエネルギー政策、不必要なプルトニウムを消費するための大間フルMOX原発、増え続ける放射性廃棄物の処分方法は未定、処分場もない、処分場なんて作れるはずもない。むつ市に作られるリサイクル燃料貯蔵施設（リサイクル燃料という名の核のゴミ）、避難計画も立てられない・・・、だいたい避難計画が必要なものはいらぬ。

豊かな青森、第一次産業を育て、食料自給率に貢献し安全な食料を供給することこそ、恵まれた観光資源を大事にアピールし自立した経営こそ、今の青森に必要なことだ。

3月10日の集会は700人余りの方が県内外から集まってくれた。この日は、福島の方たちと、脱原発・反核燃を願う全国の仲間と心を合わせ、前を向いて、より良い未来を残したいと思う、核の脅威のない社会を作りたいと思う仲間が集まった。

浅石共同代表の挨拶の後、今年は異色のロックンローラー弁護士島昭宏さん率いる島キクジロウ&NO NUKES RIGHTSのロックコンサートがあった。軽快に憲法の条文を音に乗せ集会を盛り上げた。難しそうな条文が彼の声とともに会場にこだまし、観衆はおもわずリズムを取っている。若い方が聞いたらきっと共感してくれることだろう。だってカッコいいじゃないか！

私たちには平和に文化的な生活を送る権利がある。大きな権力の壁の前に、今は壁から跳ね返ってくる私たちの思いも声も、いつか大きな権力の壁をぶち壊し、正しいことが評価され、安全に安心して暮らせる世の中が来るのだと信じている・・・諦めず。

島弁護士の姿は素敵だ。ここで島弁護士の活動を説明したい。国や電力会社だけでなくメーカーにも責任があるのではないかとしか



ロックを歌う島昭宏弁護士

しメーカーは、原賠法によって賠償責任が免責されていることの不合理性を提訴している弁護士さんです。原子力の脅威、恐怖から逃れて生きる「No Nukes Rights ノーニュークス権」という新たな人権の概念を打ち立てて闘っているのです。頼もしい活躍ですね。実は私も原発メーカー訴訟の原告の一人です。

青森県も福島原発事故の検証を適時に行い、県民の中で真摯に議論していくべきではないでしょうか。明日はわが身と考えなければいけません。福島は放射線量の高い地域への強制帰還が始まっています。このようなことが許されているのでしょうか。守るべきは命！一時の経済的利潤より、持続可能なシステムの構築、他の生物と共存し、互いを国境を越え思いやることが求められているのです。世界は脱原発に舵を切り、持続可能な社会に向けて工夫され、行動しています。日本は内向きの政策、多国籍企業、大企業優先の経済で、国民の命は置き去りにされています。私たちは科学が発展する中で、幸せになったのでしょうか？大事なものを忘れて生きているのではないのでしょうか？地震活動期、火山活動の危険性の中で、私たちは立ち止まり、どこに向かうのか自らに問うべきでしょう。国政、青森県政こそ整合性のある政策を模索してほしいのです。果たすべき責任を果たしてほしいのです。子どもたちが放射能の脅威から解放されて暮らせる環境を作ってほしいのです。オリンピックの狂乱の前に自国の子供たちを守ってほしいのです。

集会の後、青森の市街にデモ行進の声はこだました。「どうか聞いてほしい。無関心な方にもこの声と祈りが届きますように！」と願った行進でした。

ご参加の皆様にご感謝と、これからの連帯を祈った1日でした。どうかみなさま、ご健康に留意され来年もまた会いましょう。そして声を上げていきましょう。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2019年

1. 25 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。玄海原発から1368本。
- 28 原子力関連施設立地の4市町村（むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村）：「核燃料物質等取扱税（核燃税）交付金」の算定方法の見直しなど3項目を青森県に要請。三村知事は交付金の算定方法について「環境に変化があった時には対応する」と述べ、早急な変更に難色を示す。
- 29 日本原燃：再処理工場で防災訓練を実施。工場内の事故で外部電源が喪失したことを想定し、原燃と協力会社の社員ら約370人が対応を確認。
2. 1 日本原燃：原子炉等規制法などに基づき原子力規制委員会へ定期的に提出している「環境放射線管理報告書」の一部に誤りがあったと発表した。大気中のほこりやちりを表す「浮遊じん」の放射能測定値について、実際の測定結果を記載せず「検出限界未満」としていた。
7 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
- 12 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。川内原発から320本。
- 19 青森県：原子力関連事業者に対して独自に課税する法定外普通税「核燃料物質等取扱税（核燃税）」について、2019年度の収入が前年度比で約6億6千万円減少し、約193億7600万円と見込まれることを明らかにした。同税条例を昨年11月に更新した際、低レベル放射性廃棄物埋設施設などの税率を下げたため、当初予算案での見込み額が6年ぶりに減少。
- 23 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
3. 1 電源開発（Jパワー）：2019年度の供給計画を発表し、建設中の大間原発について、運転開始時期を8年連続で「未定」とすることを明らかにした。
6 原子力規制委員会・更田委員長：再処理工場について、事実上の合格証に当たる「審査書案」を年度内に提示することは困難—との認識を示した。
8 原告団：核燃裁判。
- 10 2019年 さようなら原発・核燃、「3・11」青森集会を開催：原発メーカー訴訟を提起し「ノー・ニュークス権」を唱え、「ロック弁護士」として活動する島昭宏氏のライブ&トークショーを聞き、参加者約700名、原子力関連施設の即時廃止を訴えた。
- 12 総務省：青森県が県内の原子力関連施設に課す法定外普通税「核燃料物質等取扱税（核燃税）」の課税期間を、2019～23年度まで延長することに同意した。
- 15 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。美浜原発から280本。
- 19 東北電力：東通原発が立地する東通村に対し、企業版ふるさと納税制度を活用し4億円寄付。
- 20 原子力規制委員会：定例会合で、再処理工場の新規規制基準への適合性審査について、事実上の合格証に当たる審査書案の草案を公開したが、これまでの審査手続きなどを巡り不備を指摘する声が相次ぎ、いったん終了した審査会合を改めて開催する方針を決めた。
- 27 なくそう原発・核燃、あおりネットワーク：青森県に対し再処理工場などの原子力関連施設の即時廃止などを求める要請文と公開質問状を提出（「3・11」集会での決議文を踏まえた要請）。
- 27 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。島根原発から440本。
- 29 使用済燃料再処理機構：2019年度の事業計画や予算計画が経済産業省に認可されたと発表。日本原燃に支払う再処理事業などの委託費は約4020億円。
- 29 原子力規制委員会：再処理工場の適合性審査を再開。航空機落下や火山対策など日本原燃に追加で確認する30項目余りの論点を提示。次回会合で説明を受ける。
- 30 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
4. 4 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
7 「4・9反核燃の日」全国市民集会を開催：会場は青森市民ホールで参加者65名。集会後青森市中心街を「反核燃」を訴えてデモ行進を行う。
9 自衛隊三沢基地所属のF-35Aステルス戦闘機：青森県内の太平洋沖に墜落。

元原告団共同代表

佐原 若子さんが青森県知事に立候補決意！

反核燃・脱原発の声を大にして訴えます！ ご支援をよろしくお願いします。

6月2日に投票が行われる青森県知事選挙に、当原告団の原告である佐原若子さんが、急遽立候補を表明しました。

現職で5選を目指す三村知事に対して「原発・核燃推進の県政から、原発ゼロをめざし安全に責任を持つ県政へ」・「国の言いなりの県政から脱却し、地方自治の本旨に基づく県政へ」などをスローガンに闘います。

原告団は核燃廃止・脱原発の基本政策を掲げ、佐原若子さんを支援していきます。

5月16日の告示までに余り時間も無く、取り急ぎ原告団の皆様にはカンパのお願いと青森県民の知人、友人への佐原若子さんへの呼びかけ、選挙活動のお手伝いなど、ご支援をよろしくお願いします。

カンパは同封の振込用紙でお願いします。



2019. 4. 21 朝日新聞

お知らせ

- ◎ 第34回4・9反核燃の日全国集会：2019年5月11日（土）
（詳細は同封チラシをご覧ください。）
- ◎ 核燃裁判：2019年6月7日（金）13:15～ 青森地方裁判所
- ◎ 第12回大間原発反対現地集会&大MAGROCK VOL. 12
（詳細は同封チラシをご覧ください。）

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、2019年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願いします。

カンパを戴いた方々です（敬称略）
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>